

令和8年2月2日

令和8年登米市議会定例会 2月定期議会 提案理由説明書

登米市議会
議員 番

諮詢 第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	ちば こうき 千葉 幸毅
住所	登米市東和町
職業	社会福祉法人役員

諮詢 第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	しゅとう やすこ 主藤 安子
住所	登米市東和町
職業	無職

同意第1号	固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることがあります。
-------	----------------------------------

本案は、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会委員の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏名	かいほつ いくこ 開発 育子
住所	登米市迫町
職業	司法書士、行政書士、社会福祉士

同意第2号	固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることがあります。
-------	----------------------------------

本案は、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会委員の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏名	さとう じゅん 佐藤 潤
住所	登米市迫町
職業	税理士

同意第3号

固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めるについて

本案は、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会委員の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏名	ふじわら たかよし 富士原 孝好
住所	登米市南方町
職業	無職

報告第3号

令和7年度登米市一般会計補正予算（専決第4号）に係る専決処分の報告について

本件は、令和7年度登米市一般会計補正予算（専決第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第4号

登米市監査委員条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

本件は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）の公布に伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。
(新旧対照表11ページ)

報告第5号

登米市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

本件は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。 （新旧対照表15ページ）

報告第6号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について

本件は、著作権侵害に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第5号

令和7年度登米市一般会計補正予算（第10号）

議案第6号

令和7年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第7号

令和7年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議案第8号

令和7年度登米市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第9号

令和7年度登米市土地取得特別会計補正予算（第2号）

議案第10号

令和7年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第11号

令和7年度登米市下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第12号

令和7年度登米市病院事業会計補正予算（第5号）

議案第13号

令和7年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第2号）

本案は、議案第5号令和7年度登米市一般会計補正予算（第10号）から議案第13号令和7年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第2号）までについて、

各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億6,267万4千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ533億3,549万2千円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、施設型給付事業2億49万4千円、病院事業会計繰出金2億2,737万2千円、水道事業会計繰出金9,486万8千円、経営体育成基盤整備事業5,195万3千円などを増額する一方、システム管理事業9,516万7千円、定額減税補足給付金事業6,250万円、南方地域小学校施設整備事業4,800万円、(仮称)東部学校給食センター施設整備事業4億1,716万6千円などを減額するほか、各款にわたり各種事業の確定などに伴う補正額を計上しております。

歳入では、普通交付税3億7,674万2千円、施設型給付費負担金など国庫負担金1億3,467万7千円、後期高齢者医療広域連合給付費負担金過年度返還金2,748万3千円などを増額する一方、学校施設環境改善交付金など国庫補助金2億5,313万円、未来のまちづくり推進基金などの繰入金4億3,074万5千円、市債2億1,500万円などを減額して計上しております。

また、継続費補正として変更2件、繰越明許費として9件、債務負担行為補正として追加47件、地方債補正として変更12件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、保健事業費190万1千円の減額などと債務負担行為補正として追加1件を、後期高齢者医療特別会計の歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金1,041万6千円の減額などと債務負担行為1件を、介護保険特別会計の歳出で、保険給付費3,758万7千円の減額などと債務負担行為1件を、土地取得特別会計の歳出で、土地開発基金費1万3千円の増額を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、水道事業収益1億2,300万7千円、水道事業費用6,815万1千円、資本的収入9億7,449万9千円、資本的支出11億9,881万1千円を減額するほか、企業債補正として変更6件、債務負担行為補正として追加2件、たな卸資産購入限度額を減額して計上しております。

下水道事業会計では、下水道事業収益6,600万8千円、下水道事業費用2,677万5千円を増額し、資本的収入2億7,000万8千円、資本的支出2億4,136万6千円を減額するほか、債務負担行為補正として追加1件、企業債補正として変更3件、他会計からの補助金を増額して計上しております。

病院事業会計では、病院事業収益1億4,421万8千円、病院事業費用1,526万2千円を減額し、資本的収入2,233万9千円を増額、資本的支出2,676万1千円を減額するほか、債務負担行為補正として追加1件、企業債補正として廃止1件、他会計からの補助金を減額して計上しております。

老人保健施設事業会計では、老健事業収益213万2千円を増額し、老健事業費用42万1千円を減額するほか、債務負担行為補正として追加1件、他会計からの補助金を増額し、たな卸資産購入限度額を増額して計上しております。

議案第14号	令和8年度登米市一般会計予算
議案第15号	令和8年度登米市国民健康保険特別会計予算
議案第16号	令和8年度登米市後期高齢者医療特別会計予算
議案第17号	令和8年度登米市介護保険特別会計予算
議案第18号	令和8年度登米市土地取得特別会計予算
議案第19号	令和8年度登米市宅地造成事業特別会計予算
議案第20号	令和8年度登米市水道事業会計予算
議案第21号	令和8年度登米市下水道事業会計予算
議案第22号	令和8年度登米市病院事業会計予算
議案第23号	令和8年度登米市老人保健施設事業会計予算

(別冊)

議案第24号	登米市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
--------	--------------------------------------

本案は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第25号	登米市行政手続条例の一部を改正する条例について
--------	-------------------------

本案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行により、行政手続法（平成5年法律第88号）が改正され、公示送達の方法が見直されたことから、本条例の一部を改正するものであります。 （新旧対照表16ページ）

議案第26号

登米市職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例について

本案は、令和7年8月7日の人事院勧告に基づき一般職の国家公務員の給与が改定されたことから、職員の給与を改定するため、関係条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表21ページ)

議案第27号

登米市手数料条例の一部を改正する条例について

本案は、証明書等の電子申請におけるキャッシュレス決済の導入に伴い、関係規定を整理するとともに、文言の見直しを図るため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表37ページ)

議案第28号

登米市火災予防条例の一部を改正する条例について

本案は、消防庁次長通知（令和7年11月12日消防予第444号）により、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）の一部が改正され公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表42ページ)

議案第29号

登米市過疎地域持続的発展計画の策定について

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、登米市過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号

第5次登米市行財政改革大綱の策定について

本案は、現行の登米市行財政改革大綱の計画期間が令和7年度をもって終了することから、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする第5次登米市行財政改革大綱を策定することについて、登米市議会基本条例（平成23年登米市条例第35号）第12条第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号

第三次登米市環境基本計画の策定について

本案は、現行の環境基本計画の計画期間が令和7年度をもって終了することから、登米市環境基本条例（平成19年登米市条例第6号）第13条第1項の規定に基づき、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする第三次登米市環境基本計画を策定することについて、登米市議会基本条例（平成23年登米市条例第35号）第12条第3号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号

市道路線の認定及び廃止について

本案は、市道路線9路線を認定し、8路線の廃止を行うにあたり、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号

令和7年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について

本案は、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金をもって補填するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第4号関係

登米市監査委員条例等 新旧対照表

第1条関係（登米市監査委員条例の一部改正）

改正案	現行
第1条～第6条 (略) (請求又は要求に基づく監査)	第1条～第6条 (略) (請求又は要求に基づく監査)
第7条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項 若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、 <u>第243条の2</u> <u>の9第3項</u> 又は地公企法第27条の2第1項若しくは第34条の規定によ り監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受 理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。	第7条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項 若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、 <u>第243条の2</u> <u>の8第3項</u> 又は地公企法第27条の2第1項若しくは第34条の規定によ り監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受 理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。
2 (略)	2 (略)
第8条～第10条 (略) (職員の賠償責任の監査)	第8条～第10条 (略) (職員の賠償責任の監査)
第11条 法 <u>第243条の2の9第3項</u> 又は地公企法第34条の規定による監 査を求められたときは、60日以内に決定又は意見を市長に報告しなけ ればならない。	第11条 法 <u>第243条の2の8第3項</u> 又は地公企法第34条の規定による監 査を求められたときは、60日以内に決定又は意見を市長に報告しなけ ればならない。
第12条・第13条 (略)	第12条・第13条 (略)

第2条関係（登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第4条（略） (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項の規定</u>により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が150万円以上である場合とする。</p> <p>第6条・第7条（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項の規定</u>により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が150万円以上である場合とする。</p> <p>第6条・第7条（略）</p>

第3条関係（登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部改正）

改正案	現行
第1条～第6条（略） (議会の同意を必要とする賠償責任の免除)	第1条～第6条（略） (議会の同意を必要とする賠償責任の免除)
第7条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の9第8項 の規定により病院事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	第7条 法第34条において準用する地方自治法 <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により病院事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。
第8条～第10条（略）	第8条～第10条（略）

第4条関係（登米市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p>
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)

報告第5号関係

登米市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

議案第25号関係

登米市行政手続条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(目的等) 第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号） <u>第3条第3項</u> において同法第2章から第5章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。	(目的等) 第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号） <u>第3条第2項</u> において同法第2章から第5章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。
2 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を <u>名宛人</u> として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア (略) イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を <u>名宛人</u> としてされる処分 ウ <u>名宛人</u> となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ (略)	2 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を <u>名あて人</u> として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア (略) イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を <u>名あて人</u> としてされる処分 ウ <u>名あて人</u> となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ (略)

(6)・(7) (略)

第3条 (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第5条～第12条 (略)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続をとらなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア (略)

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらか

(6)・(7) (略)

第3条 (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第5条～第12条 (略)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続をとらなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア (略)

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらか

じめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったとき、その他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法

_____によって行うことができる。_____

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者

じめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったとき、その他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2~4 (略)

第17条~第21条 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2~4 (略)

第17条~第21条 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「揭示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、揭示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

第23条～第27条 (略)

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

第30条～第37条 (略)

第23条～第27条 (略)

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号_____及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第30条～第37条 (略)

議案第26号関係

登米市職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例等 新旧対照表

第1条関係（登米市職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第2項及び第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続、効果等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。_____）第29条第2項及び第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続、効果等に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条 (略)	第2条 (略)
(減給の効果)	(減給の効果)
第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の月額（登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）に規定する <u>第2種初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当</u> に相当する額を除く。）の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。	第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の月額（登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）に規定する_____地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当 <u>及び夜間勤務手当</u> _____に相当する額を除く。）の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。
第4条・第5条 (略)	第4条・第5条 (略)

第2条関係（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>第1条・第2条 (略) (定義)</p> <p>第3条 給料は、登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、<u>第2種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第9条 (略) <u>(第2種初任給調整手当)</u></p> <p><u>第9条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額）並びにこれに第11条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたと</u></p>	<p>第1条・第2条 (略) (定義)</p> <p>第3条 給料は、登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第9条 (略)</p>

きはこれを1円に切り上げた額) (次項において「特定額」という。)
が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するものほか、第2種初任給調整手当の支給に関する必要な事項は、規則で定める。

第10条～第11条の2の2 (略)
(住居手当)

第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 第11条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(職員を居住させるため市が設置する宿舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

第10条～第11条の2の2 (略)
(住居手当)

第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 第11条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(職員を居住させるため市が設置する宿舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

<p>(通勤手当)</p> <p>第11条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び<u>第6項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び<u>第6項</u>において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（<u>第6項</u>において「特別料金等相当額」という。）</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第11条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び<u>第5項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び<u>第5項</u>において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（<u>第5項</u>において「特別料金等相当額」という。）</p> <p>(2) (略)</p>
--	--

4 (略)

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

8 (略)

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定

4 (略)

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項

の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

7 (略)

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定

<p>める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</p> <p><u>10</u> （略）</p> <p>第11条の5～第23条 （略） (労務職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第23条の2 労務職員に支給する給与の種類は、給料、<u>第2種初任給調整手当</u>、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第24条 （略）</p>	<p>める期間（自動車等_____に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</p> <p><u>9</u> （略）</p> <p>第11条の5～第23条 （略） (労務職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第23条の2 労務職員に支給する給与の種類は、給料_____、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第24条 （略）</p>
--	---

第3条関係（登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

改正案	現行
第1条 (略) (給与の種類)	第1条 (略) (給与の種類)
第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当 <u>(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第24条第3項において同じ。)</u> 、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当及び地域手当とする。	第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当_____、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当及び地域手当とする。
第3条・第4条 (略) <u>(初任給調整手当)</u>	第3条・第4条 (略) <u>(初任給調整手当)</u>
第5条 第1種初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。	第5条 初任給調整手当_____は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。
第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料月額及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。 2 前項の規定による第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。	
第6条～第8条 (略)	第6条～第8条 (略)

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1)～(3) (略)

(4) 第2号又は前号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設
(その所在地及び利用形態が管理者が定める要件を満たすものに限
る。) を利用し、その料金を負担することを常例とする職員

第10条～第26条 (略)

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1)～(3) (略)

第10条～第26条 (略)

第4条関係（登米市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第3条 (略) (派遣職員の給与) 第4条 派遣職員（企業職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員等以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、 <u>第2種初任給調整手当</u> 、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。	第1条～第3条 (略) (派遣職員の給与) 第4条 派遣職員（企業職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員等以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料_____、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
第5条・第6条 (略) (企業職員等又は労務職員である派遣職員の給与の種類) 第7条 企業職員等又は労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、 <u>第2種初任給調整手当</u> 、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。	第5条・第6条 (略) (企業職員等又は労務職員である派遣職員の給与の種類) 第7条 企業職員等又は労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料_____、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。
第8条 (略)	第8条 (略)

第5条関係（登米市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条 (略) (給与の種類) 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、給料、 <u>第2種初任給調整手当</u> 、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。 2 (略) 3 前項の報酬は、基本報酬（フルタイム会計年度任用職員の給料に相当するものをいう。以下同じ。） <u>のほか、第2種初任給調整手当</u> 、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を含むものとする。 (給料及び基本報酬の額)	第1条 (略) (給与の種類) 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、給料_____、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。 2 (略) 3 前項の報酬には、基本報酬（フルタイム会計年度任用職員の給料に相当するものをいう。以下同じ。）_____、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を含むものとする。 (給料及び基本報酬の額)
第3条 (略) 2 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、次のとおりとする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 その者の1週間当たりの勤務時間がフルタイム会計年度任用職員と同一であるものとして前項の規定を適用して得た額（以下「基準月額」という。）に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号）第2条第1項に定める勤務時間（以下「1週間当たりの勤務時間」という。）で除して得た数	第3条 (略) 2 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、次のとおりとする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 その者の1週間当たりの勤務時間がフルタイム会計年度任用職員と同一であるものとして前項の規定を適用して得た額（以下「基準月額」という。）に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号）第2条第1項に定める勤務時間_____で除して得た数

を乗じて得た額

- (2) 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 次号で定める額に7.75を乗じて得た額
 - (3) 時間で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 給与条例第17条第2項の規定の例により計算して得た額。この場合において、同項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の月額の合計額」とあるのは、「基準月額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項 の規定にかかわらず、任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給料及び基本報酬については、常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が定めるものとする。

第4条 (略)

(手当等の支給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員に対する第2種初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の支給は、常勤職員の例による。

2 (略)

3 パートタイム会計年度任用職員に対する第2種初任給調整手当に相当する額は、基準月額及びこれに対する地域手当に相当する額の合計額に12を乗じて得た額について、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあってはその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（以下この項において「第1号特定額」という。）、日額又は時間で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあってはその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で

を乗じて得た額

- (2) 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 次号で定める額に7.75を乗じて得た額
 - (3) 時間で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 給与条例第17条第2項の規定の例により計算して得た額。この場合において、同項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額_____の合計額」とあるのは、「基準月額」と読み替えるものとする。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給料及び基本報酬については、常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が定めるものとする。

第4条 (略)

(手当等の支給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員に対する_____地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の支給は、常勤職員の例による。

2 (略)

定める時間を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）（以下この項において「第2号特定額」という。）が、給与条例第9条の2第1項に規定する基準額（以下この項において「基準額」という。）を下回る場合には、規則で定める期間中、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と第1号特定額の差額を月額に換算した額
- (2) 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と第2号特定額の差額を日額に換算した額
- (3) 時間で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と第2号特定額の差額を基準として規則で定める額

第6条～第8条 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 給与条例第17条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の月額の合計額」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員にあっては給料の月額並びにこれに対する地域手当及び第2種初任給調整手当の月額の合計額、パートタイム会計年度任用職員にあっては基準月額並びにこれに対する地域手当及び第2種初任給調整手当に相当する額の合計額」と、同条第2項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員にあっては給料の月額並びにこれ

第6条～第8条 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 給与条例第17条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員にあっては給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額、パートタイム会計年度任用職員にあっては基準月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額」と読み替えるものとする。

に対する地域手当及び第2種初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては基準月額並びにこれに対する地域手当及び第2種初任給調整手当に相当する額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額、日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては基本報酬の額並びにこれに対する地域手当及び第2種初任給調整手当に相当する額の合計額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額、時間で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては基本報酬の額並びにこれに対する地域手当及び第2種初任給調整手当に相当する額の合計額」と読み替えるものとする。

第10条・第11条 (略)

第10条・第11条 (略)

第6条関係（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、<u>登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>同条例の</u>規定を適用する。</p> <p>(職員の勤務延長に関する経過措置)</p> <p>第3条 <u>登米市職員の給与に関する条例</u>附則第17項から第24項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第4条 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が<u>登米市職員の給与に関する条例</u>第5条第11項に規定する定年</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、<u>第3条の規定による改正後の登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>(以下この条において「改正後の条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>改正後の条例の規定</u>を適用する。</p> <p>(職員の勤務延長に関する経過措置)</p> <p>第3条 <u>第7条の規定による改正後の登米市職員の給与に関する条例</u>(以下この条及び次条において「改正後の条例」という。)附則第17項から第24項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第4条 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が<u>改正後の条例</u>第5条第11項に規定する定年</p>

前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、同条例 第5条第2項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される登米市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、同条例 第5条第2項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例_____第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、登米市職員の給与に関する条例第19条第3項、第20条第2項及び第21条の2の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、登米市職員の給与に関する条例第9条の2第1項、第11条の4第2項第2号及び第14条第2項の規定を適用する。

5 (略)

第5条 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、_____登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例_____第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、改正後の条例第5条第2項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、改正後の条例第5条第2項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例 第19条第3項、第20条第2項及び第21条の2の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例 第11条の4第2項第2号及び第14条第2項の規定を適用する。

5 (略)

第5条 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第8条の規定による改正後の登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

第6条 登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第25条の規定は、改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員について準用する。

第6条 改正後の条例 第25条の規定は、改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員について準用する。

議案第27号関係

登米市手数料条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																								
第1条～第3条 (略) <u>(郵便等による送付)</u>	第1条～第3条 (略) <u>(郵便による請求)</u>																								
第4条 郵便その他市長が適當と認める方法により写し、証明書その他 の書類の送付を請求する者は、第2条の手数料のほか、 <u>当該送付に要 する費用を負担しなければならない</u> 。ただし、市長が特に必要と認め るときは、この限りでない。 <u>(手数料の免除)</u>	第4条 郵便で請求するとき _____は、第2条の手数料のほか、 <u>郵便料に相当 する額を納め</u> _____ なければならない。ただし、市長が特に必要と認め るときは、この限りでない。 <u>(手数料の減免)</u>																								
第6条 (略) <u>2 前項第3号及び第4号の規定は、登米市情報通信技術を活用した行 政の推進に関する条例（令和6年登米市条例第26号）第3条第1項の 規定により申請されるものについては、適用しない。</u>	第6条 (略)																								
第7条～第9条 (略) 別表（第2条関係）	第7条～第9条 (略) 別表（第2条関係）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の 額 (1件に つき)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の 額 (1件に つき)	摘要	~~~~~	~~~~~	~~~~~	(略)			~~~~~	~~~~~	~~~~~	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の 額 (1件に つき)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の 額 (1件に つき)	摘要	~~~~~	~~~~~	~~~~~	(略)			~~~~~	~~~~~	~~~~~
区分	手数料の 額 (1件に つき)	摘要																							
~~~~~	~~~~~	~~~~~																							
(略)																									
~~~~~	~~~~~	~~~~~																							
区分	手数料の 額 (1件に つき)	摘要																							
~~~~~	~~~~~	~~~~~																							
(略)																									
~~~~~	~~~~~	~~~~~																							

	<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第7号イ若しくは第28条の5第2項第3号イ又は第63条第3項第7号イ若しくは第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものあることについての認定の申請に対する審査</u>	<u>優良宅地造成認定申請手数料</u>	86,000円	<u>1通をもって1件とする。</u>
	<u>租税特別措置法第28条の4第3項第7号口若しくは第63条第3項第7号口又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</u>	<u>優良住宅新築認定申請手数料 新築住宅床面積の合計</u>	<u>100平方メートル以下</u>	<u>6,200円</u>
			<u>100平方メートルを超え500平方メートル以下</u>	<u>8,600円</u>
			<u>500平方メートルを超え2,000平方メートル以下</u>	<u>13,000円</u>

			<u>2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下</u>	<u>35,000円</u>	
			<u>1万平方メートルを超えるとき</u>	<u>43,000円</u>	
			<u>租税特別措置法第28条の5第2項第3号又は第63条の2第3項第3号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与することについての認定の申請に対する審査</u>	<u>良質住宅新築認定申請手数料</u> <u>新築住宅床面積の合計</u> <u>100平方メートル以下</u> <u>100平方メートルを超えて500平方メートル以下</u> <u>500平方メートルを超えて2,000平方メートル以下</u> <u>2,000平方メートルを超えて1万平方メートル以下</u>	<u>1通をもって1件とする。</u> <u>6,200円</u> <u>8,600円</u> <u>13,000円</u> <u>35,000円</u> <u>43,000円</u>

				<u>トルを超えるとき</u>			
(略)				(略)			
登米市火災予防条例 (平成17年登米市条例第215号) 第47条の規定に基づく指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵するタンクの水張検査又は水圧検査の実施	(1) 指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵するタンクの水張検査手数料タンクの容量にかかわりなく	6,000円	1通をもって1件とする。	火災予防条例 (平成17年登米市条例第215号) 第47条の規定に基づく指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵するタンクの水張検査手数料タンクの容量にかかわりなく	(1) 指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵するタンクの水張検査手数料タンクの容量にかかわりなく	6,000円	1通をもって1件とする。
	(2) 指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵するタンクの水圧検査手数料 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ右欄に定める金額				(2) 指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵するタンクの水圧検査手数料 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ右欄に定める金額		
	ア 容量600リットル以下のタンク	6,000円	1通をもって1件とする。		ア 容量600リットル以下のタンク	6,000円	1通をもって1件とする。

	イ 容量600リットルを超える1万リットル以下のタンク	11,000円	1通をもって1件とする。
(略)			

	イ 容量600リットルを超える1万リットル以下のタンク	11,000円	1通をもって1件とする。
(略)			

議案第28号関係

登米市火災予防条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備 (屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものという。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>(一般サウナ設備)</u></p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p><u>(サウナ設備)</u></p>

第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

第8条～第43条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(7) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2～(15) (略)

第45条～第50条 (略)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構

造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

第8条～第43条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2～(15) (略)

第45条～第50条 (略)